

島根県地域年金事業運営調整会議設置要綱

平成 25 年 1 月 4 日制定・施行

平成 26 年 8 月 28 日改正・施行

平成 28 年 6 月 17 日改正・施行

平成 29 年 6 月 15 日改正・施行

令和元年 6 月 10 日改正・施行

（目的・設置）

第 1 条 国民の公的年金制度に対する理解をより深め制度加入及び保険料納付に結び付けるため、地域・教育・企業などの地域社会に根ざした公的年金制度の啓発・普及を目的とした「地域における年金運営の展開に関する事業」（以下「地域年金展開事業」という。）を効果的に推進し、世代、年齢、地域、職域を越えた社会連帯を図るとともに、支援のネットワークを構築するため、松江年金事務所に島根県地域年金事業運営調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（所管事項）

第 2 条 調整会議は次の事項を所管する。

- （１）各年金事務所が実施する地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関する情報共有
- （２）各年金事務所が実施する地域年金展開事業に対する意見・助言
- （３）その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項

（委員の構成）

第 3 条 調整会議の構成員（以下「委員」という。）は別添のとおりとし、松江年金事務所長（以下、「代表年金事務所長」という。）が委嘱する。

2 委員の任期は 2 年とし、期間は翌年度の 3 月 31 日とする。ただし再任を妨げない。

3 欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第 4 条 調整会議に委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 調整会議は、委員長が参集を求めて開催し、委員長がその議長となる。

2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ

め委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密は漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の調整会議出席謝金及び旅費)

第7条 委員の調整会議出席謝金及び旅費については、日本年金機構の支払基準に基づき支給する。

(事務局)

第8条 調整会議の庶務を処理するため、事務局を松江年金事務所総務調整課に置く。

2 日本年金機構広島東地域代表年金事務所地域調整課は事務局を補佐する。

(その他)

第9条 調整会議は、原則として公開により開催することとする。ただし、特定の個人情報を取り扱う場合や、公開により率直な意見交換が困難となる場合など、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合には、非公開とすることができるものとする。

2 その他調整会議の運営に関し必要な事項は、代表年金事務所長が定める。

附則

1 この要綱は、平成25年1月4日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定に関わらず、代表年金事務所長が参集を求めて開催する。

(別 添)

島根県地域年金事業運営調整会議委員

島根県代表年金事務所長は、次の関係機関（団体）等に対して委員の推薦を依頼するなど、適任と認められる者を選定のうえ委嘱する。

- (1) 島根県社会保険委員会連合会が推薦する者
- (2) 全国健康保険協会島根支部が推薦する者
- (3) 島根県社会保険労務士会が推薦する者
- (4) 島根県年金受給者協会が推薦する者
- (5) 全国国民年金基金島根支部が推薦する者
- (6) 松江市の代表が推薦する者
- (7) 島根県教育委員会が推薦する者
- (8) 厚生労働省中国四国厚生局が推薦する者
- (9) 一般財団法人島根県社会保険協会が推薦する者
- (10) 島根県商工会議所連合会又は島根県商工会連合会が推薦する者
- (11) 学識経験者
- (12) 島根県社会福祉協議会が推薦する者
- (13) 島根労働局が推薦する者
- (14) 報道機関が推薦する者
- (15) その他代表年金事務所長が適当と認める者